

上富良野町複合拠点施設整備基本計画策定業務事業者選定プロポーザル実施要領

1 業務の目的

第6次上富良野町総合計画「かみふ未来ビジョン」で掲げる将来像「暮らし輝き 交流あふれる四季彩のまち・かみふらの」の実現に向け、強い産業、稼げる観光の拠点づくりが必要であるとともに、町民の安心と笑顔あふれる暮らしを築き上げる拠点として交流・防災の役割を担う拠点施設の整備が課題となっている。

本業務は、これらの課題に対応する複合拠点施設の整備に向け当該施設が今後果たすべき具体的な役割について整理するとともに、施設の立地や機能構成、配置計画などを定める基本計画を策定することを目的とする。

ついては、当該施設整備に際して、豊富な経験と高い知識と創造力をもって上富良野町における諸課題や地域特性に十分対応した基本計画を策定できる事業者を、公募型プロポーザル方式により選考するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

上富良野町複合拠点施設整備基本計画策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「上富良野町複合拠点施設整備基本計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務内容

契約締結日から平成32年2月29日まで

(4) 契約上限金額

金9,603,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 担当部署

〒071-0596

北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町企画商工観光課（上富良野町役場2階）

電話 0167-45-6994

FAX 0167-45-5362

E-mail アドレス seisaku@town.kamifurano.lg.jp

4 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 北海道内に本支店又は営業所等を有し、本業務の実施について迅速かつ円滑に対応が可能な体制であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 平成 31・32 年度上富良野町競争入札参加者名簿「設計」の項に登録されている若しくは企画提案書の提出期日までに同項に登録が予定されていること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 過去 5 年（平成 26 年 4 月 1 日以降）において、官公庁が発注する同種同類業務を履行した実績を有すること。

5 参加申し込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（様式 1）
- ②会社概要書（様式 2）
- ③業務実績書（様式 3）

(2) 提出期限

平成 31 年 4 月 19 日（金） 17 時必着

(3) 提出先

上記 3 「担当部署」に同じ

(4) 提出方法

持参（閉庁日及び閉庁時間を除く）又は配達証明付書留郵便による。

(5) その他

- ①上記参加申し込みに対する審査結果については、平成 31 年 4 月 24 日（水）までに、申込書に記載の担当者宛てに電子メールで通知するものとする。
- ②参加申込書を提出した後に当該参加を辞退することとなった場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式 4）」を提出すること。

6 質問の受け付け及び回答

本プロポーザルに関する質問の受け付け及び回答は、以下により行うものとする。

(1) 提出書類等

「質問書（様式 5）」を平成 31 年 4 月 24 日（水）までに提出すること。

(2) 提出方法

上記3「担当部署」宛てに電子メールで提出することとし、送信後はその旨を電話にて通知すること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は町ホームページへの掲載（URLは後日連絡）をもって行うので随時確認すること（最終掲載は平成31年4月26日予定）。

なお、質問及び回答は質問者の名称等を除きすべて公開とし、回答に含まれる本要領（本プロポーザルの仕様や提出書類等を含む）の解釈、追加修正は質問者以外にも適用するものとする。

7 企画提案書等の提出

企画提案書は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 提出期限

平成31年5月10日（金） 17時必着

(2) 提出書類

次に掲げる書類をA4サイズ用の紙（Z折で同サイズに畳んだA3用紙を含む）に印刷し一括してホチキス止めしたもの（ファイルは要しない）を提出すること。

①企画提案審査申請書（様式6）

②提案書（任意様式）

提案の本体であり、枚数は不問とする（視認性を著しく妨げない範囲で両面印刷を推奨する）。

なお、提案書は仕様書の業務内容を踏まえて作成すること（委託業務の骨格を示すものであり事業者による提案の追加、拡大、創意工夫等を妨げるものではない）。

③業務実施体制届出書（様式7）

主任技術者を1人、担当技術者を1人以上それぞれ配置すること。なお、主任技術者が技術担当者を兼ねることは認めない。

④予定技術者の経歴等従事業務調書（様式8）

③の主任技術者、技術担当者ごとに、分担業務の内容、資格、業務経歴等について記載すること。

⑤業務実施スケジュール（任意様式）

⑥参考見積書（任意様式とし、内訳を要しない）

⑦企画提案ヒアリング出席予定者報告書（様式9）

(3) 提出先

上記3「担当部署」に同じ

(4) 提出方法

持参（閉庁日及び閉庁時間を除く）又は配達証明付書留郵便による。

(5) 提出部数

正本1部、副本9部

(6) その他

提出期限後の提出書類の追加・修正等は一切認めないものとする。また、町は必要に応じて追加資料の提出を求めることができるものとする。

8 事業者の選定

提出された提案書等について、上富良野町複合拠点施設整備基本計画策定業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において下記により審査を行い、最も優れていると認められる提案者を契約候補者に選定する。

(1) 第1次審査

提案者が多数の場合のみ実施する。書面により5者程度を選考するものとし、当該選考から外れた提案者については文書をもってその旨を通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日時 平成31年5月14日（火） 13時30分から

イ 場所 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町役場 3階第2会議室

※各提案者の集合時間は別途通知する。また、実施日時及び場所について変更がある場合は、前日までに通知する。

ウ プレゼンテーション方法

- ①プレゼンテーションは、選定委員に対して提案説明（25分以内）、選定委員から提案者への質疑と応答（15分程度）を参加者ごとに行う。
- ②出席者は2名まで（うち1名は責任者として配置予定の者又は本件業務を中心的に担当する予定である者であることが望ましい）。
- ③プレゼンテーションでプロジェクターを使用する場合は、提案者がパソコンを用意し、プロジェクター及びスクリーンについては町が用意したものを使用すること。また、接続等に要する時間は①の説明時間に含まないこと。
- ④プレゼンテーションは提案書の提出順に行うものとし、提案者はあらかじめ町が示した開始予定時刻までに控室に入室すること。
- ⑤使用する資料は事前に提出された提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ⑥提案者が1者である場合でも本審査は有効とするが、審査の結果当該提案者の点数が著しく低い場合には契約候補者を選定しない場合もあること。

10 審査及び審査結果通知について

- (1) 委員会において、企画提案書類及びプレゼンテーションの内容を審査、採点し、優先交渉権者及び次点者を決定するものとする。

- (2) 委員会は別紙 1 に定める採点基準表に基づき、提出書類に記載された内容を評価項目ごとに採点する。
- (3) 審査結果についてはすべての提案者に書面にて通知するとともに、必要事項を町ホームページで公表する。
- (4) 優先交渉権者に選定されなかった者は、その理由について書面により説明を請求することができるものとする（提出先は上記 3 「担当部署」）。なお、当該請求は（3）の通知の日の翌日から起算して 5 日（閉庁日を含まない）以内の開庁時間に行うものとし、当該請求のあった日の翌日から起算して 5 日（閉庁日を含まない）以内に書面により回答するものとする。

(4) 失格

次に該当する場合は、提案を無効とする。

- ①企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- ②参加資格を満たしていないと判断される場合
- ③企画提案書等の内容に虚偽が認められる場合
- ④契約を締結するまでの間に、本町の入札参加資格停止の措置を受けた場合
- ⑤プレゼンテーションを欠席又は指定した時間に遅刻した場合
- ⑥見積金額（税込）が上記 2（4）の上限額を超えている場合

11 契約の締結

(1) 契約手続

審査結果に基づき、町は契約優先交渉権者と協議し、必要により仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

ただし、失格要件に該当することが判明した場合やその他の理由により契約の締結が不可能であると認められた場合は、契約優先交渉権者との交渉を打ち切り、次点交渉権者との交渉に移行するものとする。

(2) 契約保証金

上富良野町財務規則（平成 6 年上富良野町規則第 9 号）第 128 条及び第 129 条の規定による。

(3) 支払い条件

原則として完了払いとし、概算払い等を行わないものとする。

12 その他

本プロポーザルの資料作成、プレゼンテーション実施等にかかる費用は、提案者の負担とする。